

# 令和5年第4回区議会定例会

## 議案説明資料

※議案第89号から90号については資料なし

(議案第78号)

## 杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の一部が改正され、個人番号カードの所持者について、電子証明書を移動端末設備（以下「スマートフォン」という。）にも登載することができることとされたところである。

このたび、地方公共団体情報システム機構がコンビニ交付サービスに係るシステムを改修し、印鑑登録証明書等の多機能端末機によるコンビニ交付サービスについて、電子証明書が登載されたスマートフォンにより利用できることとすることとされた。

このことに伴い、スマートフォンを使用して行う多機能端末機による印鑑登録証明の申請等に係る規定を設ける等の必要があるため、この条例案を提出する。

### <改正の概要>

多機能端末機に電子証明書が登載されたスマートフォンを使用して、暗証番号の入力等を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができることとする。（第20条）

### <実施の時期等>

- 1 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日（令和5年12月を予定）から施行する。（附則第1項）
- 2 杉並区事務手数料条例の一部改正（附則第2項）  
必要な規定の整備を行う。（別表第2）

【問合せ先】

区民課 内線1101

(議案第 79 号)

## 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

区では、プールに係る一般使用の際の利用料金の納付について、磁気型プリペイドカード方式の使用券によることができることとしているところ、券売機の入替え等に伴い、現行の磁気型プリペイドカード方式の使用券を廃止し、専用の IC カードを使用する方法によることとした。

このことに伴い、IC カードを使用する方法による利用料金の納付等について定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

### <改正の概要>

プールに係る一般使用の際の利用料金の納付については、規則で定める IC カードを使用する方法によることができること等とする。(第 7 条、第 19 条及び別表第 5)

### <実施の時期等>

- 1 令和 6 年 1 月 5 日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 項及び第 3 項)

【問合せ先】

スポーツ振興課 内線 1671

(議案第80号)

## 杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

このたび、国民健康保険法施行令等の一部が改正され、世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額すること等とされた。

このこと等に伴い、出産被保険者の保険料の減額について定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

### <改正の概要>

- 1 世帯に出産被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する保険料の所得割額及び被保険者均等割額から、産前産後期間に係る出産被保険者の所得割額及び被保険者均等割額を基準として算定した額を減額することとする。（第18条の4）
- 2 出産被保険者に関する届出について定める。（第24条の4）
- 3 地方税法の一部改正に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定に係る規定等で引用している同法の条項を改める。（第14条及び第18条の2）
- 4 その他必要な規定の整備を行う。（第13条の3、第14条の8、第14条の9、第14条の16、第15条及び第24条の3）

### <実施の時期等>

- 1 令和6年1月1日から施行する。（附則第1項）
- 2 必要な経過措置を定める。（附則第2項）

【問合せ先】

国保年金課 内線1271

(議案第 8 1 号)

## 杉並区立ドッグラン広場条例

### < 制定の趣旨 >

区は、動物に対して様々な価値観を持つ区民同士が理解し合うとともに、動物が命あるものとして尊重され、人のよきパートナーとして幸福で健康な生涯を送ることができるよう、動物愛護と都市における動物の飼養ルールの普及啓発等の取組を進めてきたところである。

このたび、犬を自由に運動させる場を提供し、並びに犬の適正な飼養に関する知識の普及及び啓発を行うことにより、人と動物の共生する地域社会の実現に資するため、杉並区立ドッグラン広場を設置することとした。

このことに伴い、その名称及び位置等を定める必要があるため、この条例案を提出する。

### < 施設の概要 >

名称	杉並区立ドッグラン広場
位置	杉並区松ノ木一丁目 1 番 4 号
面積	1, 799.99 m <sup>2</sup>
施設内容	フェンス、水飲み場、ベンチ等

### < 条例の概要 >

#### 1 設置 (第 1 条)

犬を自由に運動させる場を提供し、並びに犬の適正な飼養に関する知識の普及及び啓発を行うことにより、人と動物の共生する地域社会の実現に資するため、杉並区立ドッグラン広場 (以下「ドッグラン広場」という。) を設置する。

#### 2 使用することができる者 (第 2 条)

ドッグラン広場を使用することができる者は、規則で定めるところにより区長から使用の登録を受けた犬を所有し、又は管理する者等とする。

#### 3 休場日及び開場時間 (第 3 条)

ドッグラン広場の休場日及び開場時間は、規則で定める。

#### 4 使用の手続等 (第 4 条)

区長から使用の登録を受けた犬を所有し、又は管理する者は、規則で定

めるところにより、ドッグラン広場を使用することができること等とする。

5 使用料（第5条）

ドッグラン広場の使用料は、無料とする。

6 使用权の譲渡等の禁止（第6条）

使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

7 使用の承認の取消し等（第7条から第10条まで）

使用の承認の取消し等、特別の設備、原状回復の義務及び損害賠償について定める。

8 委任（第11条）

<実施の時期等>

- 1 公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（令和6年3月を予定）から施行する。（附則第1項）
- 2 必要な準備行為について定める。（附則第2項）

【問合せ先】

生活衛生課 内線4522  
みどり公園課 内線3571

(議案第 8 2 号)

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部が改正され、指定都市等における認定こども園の認定に係る都道府県知事への事前協議を事前通知に見直すこととされたことから、「杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」で引用している同法の条項が改められた。

このこと等に伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 特定教育・保育の内容に係る規定で引用している「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の条項を改める。  
(第 1 5 条)
- 2 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。(第 3 5 条及び第 3 6 条)

<実施の時期>

公布の日

【問合せ先】

保育課 内線 1 3 7 1



(議案第 8 3 号)

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、杉並区立阿佐谷南児童館が設置されている建物を解体し、児童相談所を整備するため、同児童館の機能を杉並区立杉並第七小学校等の施設に移転することとした。

このことに伴い、阿佐谷南児童館を廃止する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

阿佐谷南児童館に係る規定を削除する。(別表 2)

<実施の時期>

令和 6 年 4 月 1 日

**【問合せ先】**

児童青少年課 内線 4 4 0 1

(議案第 8 4 号)

## 杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

区では、体育施設と同様に、杉並区立杉並第十小学校温水プール（以下「温水プール」という。）に係る一般使用の際の使用料の納付についても、磁気型プリペイドカード方式の使用券によることができることとしているところ、券売機の入替え等に伴い、現行の磁気型プリペイドカード方式の使用券を廃止し、専用の I C カードを使用する方法によることとした。

このことに伴い、I C カードを使用する方法による使用料の納付等について定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

### <改正の概要>

温水プールに係る一般使用の際の使用料の納付については、教育委員会規則で定める I C カードを使用する方法によることができること等とする。（第 2 条、第 3 条及び別表第 3）

### <実施の時期等>

- 1 令和 6 年 1 月 5 日から施行する。（附則第 1 項）
- 2 必要な経過措置を定める。（附則第 2 項）

【問合せ先】

学校支援課 内線 1 6 4 1

(議案第 85 号)

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、杉並区立済美養護学校 中学部を杉並区立済美教育センターの建物内に移転するための増改築工事の期間中、済美教育センターを永福図書館移転後の施設に一時的に移転することとした。

また、増加する不登校児童生徒に関する教育相談に対応するため、教育相談の機能の拡充を図ることとし、済美教育センターの分室を設置することとした。

このことに伴い、済美教育センターの分室の名称及び位置を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

名称	杉並区立済美教育センター
位置	杉並区永福四丁目 25 番 7 号
敷地面積	1,740.10 m <sup>2</sup>
建築面積	380.69 m <sup>2</sup>
延床面積	1,190.85 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階建て
施設内容	事務室、理科室等

名称	杉並区立済美教育センター教育相談室
位置	杉並区永福四丁目 25 番 4 号
敷地面積	1,097.28 m <sup>2</sup>
建築面積	436.00 m <sup>2</sup>
延床面積	758.01 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建て
施設内容	面接室、事務室、会議室、遊戯室等

<改正の概要>

- 1 済美教育センターの位置を「杉並区堀ノ内二丁目 5 番 26 号」から「杉並区永福四丁目 25 番 7 号」に改めるとともに、済美教育センターの分室

の名称及び位置を定める。（第1条）

2 済美教育センターが行う事業に、「不登校児童生徒に対する支援に関すること」を加える。（第2条）

<実施の時期>

令和6年4月1日

**【問合せ先】**

済美教育センター 内線4722

(議案第86号)

杉並区立杉並第二小学校管理・教室棟等解体工事の請負契約の締結について

件名	杉並区立杉並第二小学校管理・教室棟等解体工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	新宿区百人町三丁目17番1号 株式会社 内村工業 代表取締役 荒木 泳輝
契約の金額	202,950,000円
契約の目的	杉並区実行計画に基づき進めている杉並第二小学校の改築にあたり、校庭を整備するため、既存の校舎等を解体する。
工事概要	既存の杉並区立杉並第二小学校の解体工事を行う。 ○解体工事 ・敷地面積 10,928.04 m <sup>2</sup> ・構造 鉄筋コンクリート造 (管理・教室棟) 一部鉄骨造り (屋内運動場) ・階数 地下1階・地上3階 ・延床面積 5,195.82 m <sup>2</sup> 以下の撤去工事を含む ・電気設備撤去 ・給排水衛生設備撤去 ・空気調和設備撤去 ・アスベスト撤去 (レベル2、レベル3)
工事期間	契約締結の翌日から令和6年12月27日まで
発注方法	単体発注
仮契約日	令和5年10月26日
入札参加者数	8者

【問合せ先】 営繕課 内線1561  
経理課 内線1531  
学校整備課 内線1681

## (議案第87号)

## 議会の議決を経た契約の一部変更について

件名	議会の議決を経た契約の一部変更について
契約の件名	国指定史跡荻外荘（近衛文麿旧宅）復原整備工事
契約の相手方	江東区新砂一丁目1番1号 株式会社 竹中工務店 東京本店 本店長 松岡 久史
原契約年月日	令和4年6月10日
原契約の金額	886,600,000円 (内消費税額80,600,000円)
変更後の金額	976,063,000円 (内消費税額88,733,000円)  増減額 89,463,000円 増額 (内消費税額 8,133,000円) 増減率 10.09% 増
変更概要	<p>第一回契約変更</p> <p>変更後の契約金額 940,962,000円 (内消費税額 85,542,000円) 増減額 54,362,000円 増額 (内消費税額 4,942,000円) 増減率 6.13% 増 専決処分日 令和5年8月16日</p> <p>今回契約変更</p> <p>変更後の契約金額 976,063,000円 (内消費税額 88,733,000円) 前回変更からの増減額 35,101,000円 増額 (内消費税額 3,191,000円) 前回変更からの増減率 3.73% 増</p>
変更理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荻窪棟の解体を行ったところ、床下配管保温材等にアスベストが含有されていることが判明し、適正に処理する必要が生じたことや、建物解体後に多くの部材が転用されていることが判明したことを受けて、文化庁の助言も踏まえ転用材を復原年代の位置に戻すための繕い作業などが必要になったため。(令和5年第3回定例会 報告第18号)</li> <li>・工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたため。</li> </ul>

工 事 期 間	契約締結の翌日から令和6年10月31日まで
仮 契 約 日	令和5年10月26日

【問合せ先】 営繕課 内線1561  
経理課 内線1531  
みどり公園課 内線3431

(議案第88号)

令和5年度杉並区一般会計補正予算(第5号)

今回の補正予算は、実績を踏まえた各事業の追加経費等について、新たな事情や緊急性等の観点から必要な経費を計上するものです。

【概要】

補正事業            22事業            1,296,896千円

【歳出予算】

(1)行旅病人等援護	2,120千円
(2)災害時要配慮者支援対策	180千円
(3)中国残留邦人等への支援	10,900千円
(4)まちの湯ふれあい入浴	4,091千円
(5)障害者自立支援サービス	14,619千円
(6)障害者グループホーム等の整備	4,818千円
(7)すぎのき生活園の改修	6,500千円
(8)障害児通所給付	220,000千円
(9)予防接種	69,525千円
(10)感染症予防・発生時対策	53,699千円
(11)産前・産後支援	10,078千円
(12)児童扶養手当支給	172千円
(13)子どもの医療費助成	508,745千円
(14)児童健全育成事業	5,325千円
(15)子ども家庭部都支出金返納金	13,699千円
(16)見守り強化事業	2,480千円
(17)保育施設建設助成	161,251千円
(18)母子保健医療費等助成	8,786千円
(19)住宅施策の推進	363千円
(20)特別支援教育	1,298千円
(21)国際理解教育の推進	6,037千円
(22)小学校の運営管理	192,210千円



**【歳入予算】**

○特別区税	821,373千円
○国庫支出金	211,641千円
○都支出金	245,785千円
○諸収入	18,097千円

**【債務負担行為】**

○追加 (単位:千円)

No.	事 項	期 間	限度額
1	防災施設整備 (杉並第八小学校跡地災害備蓄倉庫整備工事)	令和6年度まで	1,000
2	指定管理者制度による コミュニティふらっと永福の管理運営	令和10年度まで	183,000
3	コミュニティふらっとの整備 (仮称)コミュニティふらっと高円寺南整備工事)	令和6年度まで	7,000
4	高円寺東保育園の移転整備 (整備工事)	令和6年度まで	7,000
5	新たな地域交通の整備 (自動運転移行検証及びシミュレータ環境構築実験委託)	令和6年度まで	4,000
6	道路の路面改良	令和6年度まで	474,000
7	狭あい道路拡幅整備	令和6年度まで	40,000
8	橋梁の長寿命化と補強・改良 (荻窪西口連絡橋北側修繕工事)	令和6年度まで	66,000
9	公園等の整備 (仮称)荻外荘公園整備工事)	令和6年度まで	49,000
10	指定管理者制度による 永福図書館の管理運営	令和10年度まで	429,000
11	高円寺図書館の移転改築 (整備工事)	令和6年度まで	11,000

○変更 (単位:千円)

No.	事 項	補正前		→	補正後	
		期間	限度額		期間	限度額
1	公共施設予約システム維持管理 (公共施設予約システムの再構築)	令和6年度まで	37,000		令和7年度まで	37,000